

○菊池市公共交通会議要綱

平成19年9月28日

告示第126号

改正 平成24年告示第55号

平成26年告示第73号

令和元年6月28日告示第24号

令和4年4月1日告示第99号

(目的)

第1条 市内の総合的な交通体系の構築を目指し、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、及びその他旅客の利便性の向上を図り、地域の実情に見合った輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とし、菊池市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 地域交通の確保、観光振興等の観点から地域のニーズに対応した交通のあり方
- (2) 地域の実情に即した輸送態様、及び運賃・料金等に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、選任する。

- (1) 一般乗合自動車運送事業者及び関係事業者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係機関を代表する者
- (4) 関係公共機関を代表する者(所管官庁、所轄警察署、道路管理者)
- (5) 庁内部長及び支所長
- (6) 第1号における事業者の労働組合を代表する者
- (7) その他、臨時委員として必要と認められる者

2 前項の委員の選任に当たっては、代表者等が指名する者を委員として選任することができる。

(運営)

第4条 交通会議に会長を置き、会長は政策企画部長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 交通会議の庶務は、政策企画部地域振興課において処理する。

6 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

菊池市の公共交通にかかるご相談、又は通報窓口 菊池市役所 政策企画部 地域振興課 連絡先：TEL 0968—25—7250 FAX 0968—25—1113

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

2 菊池市交通コミュニティー検討委員会要綱(平成17年告示第169号)は、廃止する。

附 則(平成24年告示第55号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第73号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行する。